令和７年１２月発行
第２９号
草津市消費生活センター

回覧

消費生活に関する重要情報チラシ

電話勧誘からの「海産物の送り付け」にご注意!!

きっぱり断ろう電話勧誘

【事例】

北海道の業者に海産物を注文していたことがあるが、ここ数年知らない業者数社からも突然代引きで送られてくる。断っても、断っても「今回限りで次回からは送らない」と言い続けるが毎月のように送ってくる。

今回も電話をかけてきたので断ったところ「キャンセル料を貰う」と言われた。契約も申し込みもしていないのにキャンセル料を請求すると脅されて困っている。今後は送ってこないようにしたい。

『アドバイス』

電話で勧誘され仕方なく承諾した場合は商品が届いてから 8 日以内であればクーリング・オフが可能です。商品は受け取り拒否をして配送業社に持って帰ってもらいましょう。その際に送り先の住所、業者名、連絡先等をメモしておくかスマホで写真を撮っておくことも忘れないようにしましょう。ハガキでクーリング・オフの通知書を作成し業者へ「特定記録郵便」で送れば契約は無条件で解除されます。代引きの場合はお金も払わないようにしましょう。

書き方等が分からない場合は消費生活センターへ相談しましょう。

クーリング・オフ書面の書き方

（郵便はがき）

□□□-□□□□

○○市○○町○丁目○番地
○○○株式会社
代表者　　様

住所○○○○○○○○
氏名○○○○

令和○年○月○日
契約日
商品名　○○○○○
契約金額　○○○○円
販売会社名　○○○○株式会社
○○○○営業所
担当者○○○○氏

右記日付の契約は解除します。
なお、支払済みの○○円を返金し、商品をお引取りください。

令和○年○月○日

★ハガキは両面コピーして「特定記録郵便」で、契約日を含め8日以内に出しましょう。信販契約をしている場合は、信販会社にも出しましょう。

!!「注意報」!!

固定電話に「こちらは厚生労働省です。今日から保険証が使えなくなります。オペレーターにつなげます」とかかってきたら詐欺です。直ぐに切電しましょう。

【電話からの訪問販売に注意!!】

「分電盤の点検をします」と関西電力を名乗る電話があった。点検の日程を約束し来訪を受けた。「経年劣化しているので修理が必要」と、高額な修理代を請求されたという事案が増加しています。

消費生活に関するご相談は
草津市消費生活センターまで！
☎077-561-2353（直通）
平日の月～金　9：00～16：30
または消費者ホットライン ☎188（いやや）